

第二図　佐賀大学医学部附属病院ヘリポート

官報抄

法　　務

決定

抗告人Y_1，相手方X_1ほか４人間及び抗告人Y_2，相手方X_1ほか４人間の遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件について，平成25年９月４日大法廷において次のような決定があった。(最高裁判所)

平成２４年（ク）第９８４号，第９８５号

決　　定

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

東京高等裁判所平成24年（ラ）第955号遺産分割審判に対する抗告について，同裁判所が平成24年６月22日にした決定に対し，抗告人らから特別抗告があった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主　　文

原決定を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理　　由

抗告人Y_1の抗告理由第１及び抗告人Y_2の代理人小田原昌行，同鹿田昌，同柳生由紀子の抗告理由３⑵について

１　事案の概要等　本件は，平成13年７月▲▲日に死亡したＡの遺産につき，Ａの嫡出である子（その代襲相続人を含む。）である相手方らが，Ａの嫡出でない子である抗告人らに対し，遺産の分割の審判を申し立てた事件である。

原審は，民法900条４号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の２分の１とする部分（以下，この部分を「本件規定」という。）は憲法14条１項に違反しないと判断し，本件規定を適用して算出された相手方ら及び抗告人らの法定相続分を前提に，Ａの遺産の分割をすべきものとした。

論旨は，本件規定は憲法14条１項に違反し無効であるというものである。

２　憲法14条１項適合性の判断基準について

憲法14条１項は，法の下の平等を定めており，この規定が，事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り，法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは，当裁判所の判例とするところである（最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年５月27日大法廷判決・民集18巻４号676頁，最高裁昭和45年（あ）第1310号同48年４月４日大法廷判決・刑集27巻３号265頁等）。

相続制度は，被相続人の財産を誰に，どのように承継させるかを定めるものであるが，相続制度を定めるに当たっては，それぞれの国の伝統，社会事情，国民感情なども考慮されなければならない。さらに，現在の相続制度は，家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって，その国における婚姻ないし親子関係に対する規律，国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。これらを総合的に考慮した上で，相続制度をどのように定めるかは，立法府の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきである。この事件で問われているのは，このようにして定められた相続制度全体のうち，本件規定により嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別が，合理的理由のない差別的取扱いに当たるか否かということであり，立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても，そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には，当該区別は，憲法14条１項に違反するものと解するのが相当である。

３　本件規定の憲法14条１項適合性について

⑴　憲法24条１項は，「婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。」と定め，同条２項は，「配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。」と定めている。これを受けて，民法739条１項は，「婚姻は，戸籍法(中略)の定めるところにより届け出ることによって，その効力を生ずる。」と定め，いわゆる事実婚主義を排して法律婚主義を採用している。一方，相続制度については，昭和22年法律第222号による民法の一部改正（以下「昭和22年民法改正」という。）により，「家」制度を支えてきた家督相続が廃止され，配偶者及び子が相続人となることを基本とする現在の相続制度が導入されたが，家族の死亡によって開始する遺産相続に関し嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のそれの２分の１とする規定（昭和22年民法改正前の民法1004条ただし書）は，本件規定として現行民法にも引き継がれた。